

1 計画策定の背景と目的



鶴岡市は、山形県の西部、庄内地方の南部に位置し、平成17年10月の市町村合併により6つの地域から構成され、東西43km、南北56kmにおよび、東北の市町村の中で最大の1,311.51km²の面積を有しています。北に鳥海山を望み、東は出羽三山、南は朝日連峰、西は日本海に囲まれ、里山から山岳部にかけて広大な森林が広がるほか、平野部の水田地帯は良質米の産地として知られています。また、日本海がもたらす豊富な水産資源にも恵まれ、さらに、沿岸の砂丘地では園芸作物を中心とする畑作なども盛んに行われています。

本市は、このように海、山、川及び平野が織りなす美しい自然と先人たちのたゆまぬ努力により、水と緑があふれる潤いのあるまちとして、また、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきました。

一方、我が国における社会経済活動の進展は、私たちの生活を利便性の高いものにしてきましたが、反面、生活環境の悪化や自然環境の破壊を招いてきました。さらに、近年、人間の生活や生産活動からの環境負荷が、自然の浄化能力や復元能力以上に増大し、地球温暖化や環境汚染に拍車をかけ、全ての生命の生存基盤である地球環境への影響がより一層深刻なものとなってきています。私たちは、健康で文化的な生活を営むうえで、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有しています。同時に、その環境を良好な状態で将来の世代に引き継いでいくことも重要な責務です。

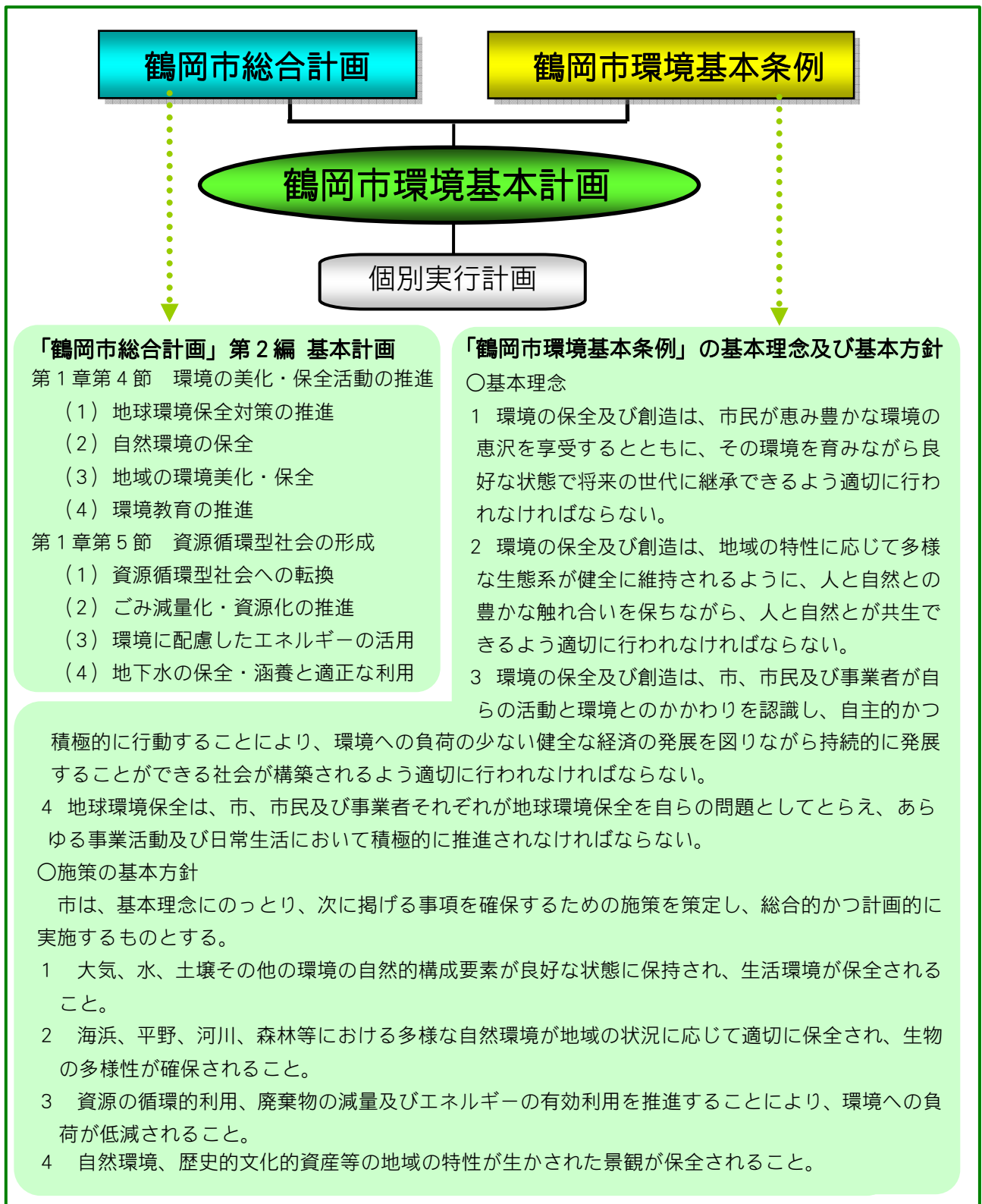
旧鶴岡市では平成13年4月に「鶴岡市環境基本条例（以下「環境基本条例」という）を施行し、新市でもこの条例を受け継ぎ、市民、事業者、市の各主体が協働しながら、環境の保全と創造に取組み、自然との共生を図り、持続的発展が可能な豊かで美しい鶴岡市を目指しています。さらに、平成15年3月には「鶴岡市環境基本計画」を策定し、その具体的な取組みを示していますが、平成17年10月に1市4町1村が合併し、新鶴岡市が誕生したことから、新しい枠組みでの環境基本計画の策定が求められてきまし



鶴岡市の美しい田園から望む月山

このような背景を踏まえ、今般、新しい「鶴岡市環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定するに至りました。この環境基本計画は、環境基本法第7条に則し、また、鶴岡市総合計画及び環境基本条例に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する施策を長期的な観点から、総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。

□ 鶴岡市環境基本計画の位置付け



2 計画の期間

環境基本計画の対象期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

ただし、個別実行計画で別に数値目標を定めている場合などは、目標年度をその年度とします。

なお、環境問題への対応は、長期的、継続的な取組みが必要なことから、計画を定期的に更新するとともに、社会経済情勢の変化や環境問題の変化などに柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画対象地域

環境基本計画の対象地域は、鶴岡市全域とします。

4 各主体の役割

環境の保全と創造を進めていくためには、社会の構成員であるすべての主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的、積極的に行動を起こしていくことが必要です。

(1) 市民の役割

市民は、日常生活が環境に与える影響を十分に認識し、資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出などによる環境への負荷を、積極的に低減するよう努めます。

また、市が実施する環境の保全及び創造への取組みに協力します。



家庭の中の省エネ

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動が環境に与える影響を十分に認識し、公害の防止や良好な環境の保全のため必要な措置を講ずるとともに、事業活動による環境への負荷の低減に努めます。

また、市が実施する環境の保全及び創造への取組みに協力します。



「環境フェアつるおか」でのエコカーの展示

(3) 市の役割

市は、環境の保全及び創造を担う責任主体として、環境基本計画の施策を総合的・計画的に実施していきます。また、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民、事業者の自主的な環境保全活動に対する支援、情報提供などを行います。

さらに、広域的な取組みが必要とされるものについては、国、県などと連携、協力して行うよう努めます。



市庁舎に毎夏設置しているグリーンカーテン

第2章

計画の目指すもの

1 望ましい環境像

環境基本条例の基本理念の実現に向け、本市の望ましい環境像を次のように定めます。

「輝くいのちを 未来につなぐまち つるおか」

2 基本目標

環境基本条例の基本理念及び基本方針を踏まえ、望ましい環境像を実現するための基本目標を次のように定めます。

基本目標 1

環境負荷の低減に努め、地球環境の保全に取り組むまち

地球規模の環境問題を自らの問題としてとらえ、できることから環境負荷の低減に努めます。

基本目標 2

社会経済システムを見直し、持続可能な循環型社会を目指すまち

社会活動から生じる環境負荷を、自然の浄化能力範囲内に抑えることで、持続可能な社会を目指します。

基本目標 3

恵み豊かな自然をいつくしみ、人と自然が共生するまち

多様な生態系が維持され、人と自然が触れ合いを保ちながら、共生できるまちを目指します。

基本目標 4

快適な生活環境を維持し、将来世代に継承できるまち

豊かな環境の恵沢を享受できるよう、快適な生活環境を将来世代に継承できるまちを目指します。

基本目標 5

環境・リサイクル教育を推進し、世代を越えて協働するまち

環境問題に自ら進んで取り組む人材を育成し、世代を越え市民が一体となって行動するまちを目指します。



3 施策の体系

望ましい環境像の実現に向け、次のような体系で施策を展開していきます。

□施策の体系図

